# 平成25年度第1回平塚市建築審査会 会議録

開催日時		平成25年7月23日(火) 午後2時10分から午後4時00分まで	
開催場所		市役所東附属庁舎 2階 B会議室	
出	委 員	杉本会長、中込委員、石原委員、三浦委員、川島委員	
席	処分庁	建築指導課 小山田部長、吉野課長、武井課長代理、小澤主管、染谷主任、鈴木主管	5
者	事務局	まちづくり政策課 小野間課長、武井課長代理、川嶋主査、加藤技師	
欠席者	委員	なし	
開催形態		公開   一部公開   非公開     傍聴者  無	
会 議 録署名委員		杉本会長、中込委員	
会議内容		<ul> <li>1 開会</li> <li>事務局から委員の出欠状況について5名全員の出席を報告。</li> <li>事務局より委員全員出席のため本会は成立する旨を報告。</li> <li>2 議事         <ul> <li>(1)議案1 会長及び会長職務代理の互選について</li> <li>委員の互選により、第15期建築審査会の会長に杉本委員、会長職務代理に中込委員を選任。</li> </ul> </li> <li>(2)議案2 建築基準法第43条第1項ただし書許可の同意について(1件)</li> <li>特定行政庁から資料により案件の概要を説明。</li> <li>委員質疑 関係権利者間での協定が締結されているとのことだが、その関係権</li> </ul>	
		関係権利者間での協定が締結されているとのことだが、その関係権 利者とは誰であるか。	_

#### 特定行政庁回答

通路の土地所有者及び通路の使用者であり、連名にて協定を締結した。

#### 委員質疑

申請空地部分は将来にわたり幅員4m以上になる確証がないが、許可となるのか。

# 特定行政庁回答

空地の幅員が一部4m未満のため包括同意基準に適合しないが、二 方向の避難が可能なこと、現在交通量が少なく、大きく交通量が増 加するような建築物が存在しないことなどにより支障ないものと 考えている。

# 委員質疑

既存家屋はあったのか。また、申請者は元々この土地に居住してい たのか。

# 特定行政庁回答

既存家屋はあった。申請者は元々この土地には住んでいない。

#### 委員質疑

敷地の前面通路幅員の基準はどのようになっているのか。

# 特定行政庁回答

幅員4メートル以上が必要である。

# 委員質疑

通路幅員が4メートル未満の部分について、4メートル以上確保するという項目を協定の中に明記されているか。

# 特定行政庁回答

協定書に通路幅員 4 メートル以上を確保するよう努めると明記されている。

以上の質疑応答を経て、委員全員が同意した。

# (2)議案3

建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る包括同意基準に 基づく報告について(3件)

特定行政庁から資料により案件の概要を説明。

# 議案3-

委員質疑

全面道路の幅員拡幅は一方後退であるか。

# 特定行政庁回答

そのとおりである。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

#### 議案3-

質疑等がないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

#### 議案3-

質疑等がないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

# (3)議案4

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る包括同意基準に 基づく報告について(2件)

# 議案4-

# 委員質疑

二つの新設建築物は、延焼の恐れのある範囲にあるのか。屋根は不燃材でなくて良いのか。

# 特定行政庁回答

二つの新設建物は6.14メートル離れており、延焼の恐れのある 範囲にない。屋根材は、不燃の認定を受けている。

# 委員質疑

都市計画道路は、敷地から除外されているのか。

# 特定行政庁回答

申請敷地から除外されている。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

# 議案4-

# 委員質疑

既存不適格建築物の判断はどのようにしたのか。また、申請地に既 存建築物が複数棟あるが、法適用はどのようになるのか。

#### 特定行政庁回答

既存建築物の適合通知後の着工が、法第56条の2の適用前なので 既存不適格建築物と判断した。また、申請地は法第86条第1項の 一団地認定を取得していることから、法第56条の2の適用は申請 地全体を一敷地として解釈している。 以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。
次回建築審査会日程等
平成25年9月24日(火)午後 2時から
市役所東附属庁舎 2階 B会議室
4 閉会
以 上